令和８年（フ）第８８６号
千葉市若葉区貝塚町372番地１　アイチ７112号
債務者　窪田　愛美
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９０９号
千葉市稲毛区あやめ台２番24棟202号
債務者　市村　嘉伸
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９２８号
千葉県船橋市行田１丁目７番２号　サンライズ篠原201号
債務者　安齋　好美
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９４２号
千葉県市川市新田４丁目１番９号
債務者　工藤　正名
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９９１号
千葉県市川市東大和田１丁目２番14―101号（ヤマコーアイランド）
債務者　山崎　克己
1　決定年月日時　令和８年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９９３号
千葉市中央区新宿２丁目１番16号　深山ビル401号
債務者　高橋　秀明
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９９９号
千葉県市川市下貝塚１丁目３番４号
債務者　林　　宏香
1　決定年月日時　令和８年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０１５号
千葉県浦安市富士見４丁目11番32―402号　パークテラス富士見
債務者　高橋　良典
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０２３号
千葉県市原市惣社３丁目９番地10　マルダイマンション202号
債務者　柴崎亜理沙
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０２６号
千葉市中央区都町６丁目９番18号　都町ＢＯＸ102号
債務者　片山　京香
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０３８号
千葉市中央区中央２丁目７番10―301号
債務者　萩尾田　恵
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０５６号
千葉県市原市八幡1468番地８
債務者　福田　宗朗（旧姓堀越）
1　決定年月日時　令和８年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０９３号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目20番４号　市原ハイデンス201号
債務者　佐藤　仁哉
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１００号
千葉市稲毛区園生町177番地　ガーデンヒルズ稲毛園生Ａ202号
債務者　前田亜里沙
1　決定年月日時　令和８年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１０６号
千葉県市原市五井中央西１丁目18番地15　ダイヤパレス102
債務者　末崎　鐵雄
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３６号
千葉県船橋市高根台１丁目１番９棟403号
債務者　新國　雄司
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２５１号
静岡県浜松市中央区入野町737番地の１　シティハイム　ラ・フォーレ103
債務者　山下有希乃（旧姓小野）
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係